

恵那市社会福祉協議会「ふれあいいきいきサロン事業」 実施要綱

(趣旨)

第1条 ふれあいいきいきサロン（以下「サロン」という。）は地域で生活している高齢者、障がい者、子どもとその保護者等が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいがづくり・仲間づくりの輪を広げ、地域高齢者の介護予防の場、障がい者の生きがいがづくりの場、子どもとその保護者の交流の場作り等を通して地域活性化を図り、以って地域福祉の増進に資することを目的とする。

(事務局)

第2条 サロン事業の事務局は恵那市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）地域福祉課が行うものとする。

(運営)

第3条 サロンは地域の住民で組織されたグループや団体が主体となり運営し、恵那市社会福祉協議会支部（以下「支部社協」という。）は運営補助としての役割を持つ。

(種類)

第4条 サロンには高齢者サロン、障がい者サロン、子育てサロン、広域サロンを設け、それぞれ以下の目的で開催する。

(1) 高齢者サロン

高齢者の閉じこもりを防ぎ、寝たきりや介護予防、交流や生きがいがづくり等を通し、健康で長生きできるようにする。

(2) 障がい者サロン

障がい者等が地域のボランティア等と交流を図り、情報交換することによって生きがいを持って生活できるようにする。

(3) 子育てサロン

地域で子育て中の方とその子どもたち同士の交流を図り、いきいきとした子育てが出来るようにする。

(4) 広域サロン

地域をまたいで広域的に参加者を募り、いきいきとした子育て支援や障害児を持つ方とその子ども同士の交流を図り、子育てや情報交換等の活動の支援をする。

(登録)

第5条 サロン登録には以下の条件を満たさなければならない。

(1) 参加者

- ・高齢者サロン 同一町内の65歳以上の参加者6名以上
- ・障がい者サロン 同一町内の6名以上又は障がい児とその保護者3組以上
- ・子育てサロン 同一町内の乳幼児とその保護者3組以上（ただし他から

補助を受けている場合は除く)

・広域サロン 恵那市内の障がい者6名以上又は乳幼児・障がい児とその保護者3組以上

・各サロンの条件を満たす参加者人数が全参加者の8割以上とする。

(2) 実施回数

各サロンは毎月1回以上もしくは年12回以上サロン活動を実施すること。ただし、回数の条件を満たさない場合は「登録サロン」という名称で登録することが出来る。

(3) 会費

原則参加者へ自己負担金を義務とする。

ただし、自己負担額は各サロンによって決定する。

(4) 注意事項

壮健クラブや無尽、原則夜間に開催をするサロンは登録できない。

(5) 審査

市社協と支部社協の協議により行う。

(活動内容)

第6条 サロンの活動内容は各サロンが主体となって決定する。市社協と支部社協は各サロンの依頼に応じて活動補助を行う。

(開催場所)

第7条 サロンの開催場所はサロン活動内容に応じた場所を活用し、活動場所を市社協へ事前に申請する。

(実施期間)

第8条 サロンの実施期間は4月から翌年3月までの1年間とする。

ただし年度途中で登録があった場合、申請があった月から年度末までとなる。

(提出物)

第9条 サロンは決められた期日までに以下の書類を提出するものとする。

(1) 登録に必要な書類(様式-1、様式-2、様式-3)

(2) 活動報告書(様式-4)、会計報告書(様式-5)

ただし登録サロンは会計報告書を除く

(補助)

第10条 市社協はサロンに対して以下の補助を行う。

(1) 活動費

前年度実績に応じたサロン助成金支払い基準表(別表1)をもとに助成金を決定し登録の支部社協より交付する。

新規サロンについては12,000円、4月から9月末までに登録した新規サロンは6,000円を助成額とする。なお、10月から3月に登録したサロンは

次年度4月から助成するものとする。

ただし「登録サロン」は活動費の助成は行わない。

(2) 講師派遣料

市社協のサロン登録講師の派遣について各サロン6回まで講師料を市社協で負担する。講師料は直接登録講師に支払し、講師料は5,000円とする。ただし「登録サロン」は3回までとする。

(3) 保険加入

サロン活動における参加者の保険は市社協で加入し、活動中の事故に対し保険事務手続きを行う。

ただしボランティアの保険加入については自己負担とする。

(4) 送迎支援

サロン活動において送迎支援が必要な場合、事務局と協議の上、市内社会福祉法人、移送サービスボランティア連絡会による送迎支援を行う。その際の費用負担はその都度協議し決定する。

(5) 新規立ち上げ

サロン活動を新規で行う希望者からの相談があった際は市社協、支部社協が協議し立ち上げ支援を行う。

(貸出し)

第11条 各サロンから備品貸出依頼申請、公用車使用許可申請があったときは、その使用目的が適当と認められる場合に限り使用を許可することが出来る。ただし、備品の貸出し状況、公用車使用状況によって市社協の業務に差支えないかを判断し貸出しを行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。